

アルパック ニュースレター



祇園祭の宵山で“ちまき”や“お守り札”などを売る子供達 祇園祭の山鉾巡行は、7月17日です。
今年平安建都1200年のイベントの一つとして、7月23～24日に四条通等で全国祇園祭山笠巡行が行われます。

アルパック ニュースレター もくじ

1994年7月1日

- 「TENJINN FESTIVAL」の
 幟が空港からプリズベンの街まで続く …………… 2
- 用途地域は計画か手段か …………… 3
- 余裕教室活用方策の検討調査を終えて …………… 6
- 「ポンテリカ山科」がオープン …………… 7
- 物語りからまちづくりが生まれる …………… 9
- 旧刊新刊書評紹介 …………… 11
- まちかど …………… 12
- うまいもの通信⑮ …………… 12

NO.66

TENNINN FESTIVAL

の幟が空港からブリスベンの街まで続く

河内 厚郎

天神祭が史上初めて海外公演を敢行した。環太平洋ヨットレースの一環として実現したものの、大阪をPRするには、ヨットレースより天神祭のほうが効果的だったと思う。

西暦 949年に大阪天満宮が今の場所に鎮座され、その翌々に神事が始まったというから、天神祭は優に千年をこえる祭礼である。

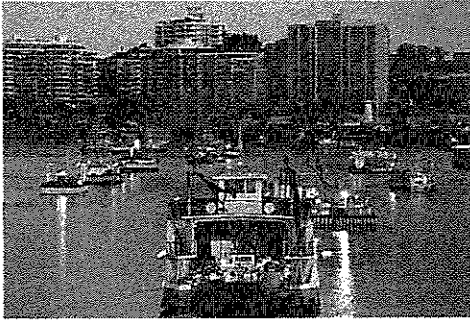
しかし水の祭礼そのものは、もっと前からあったという有力説がある。というのは、大阪の都市としての歴史はさらに古く、6世紀には日本初のテンプル（四天王寺）が、また7世紀には日本最初のロイヤルパレス（難波宮）が建立された、と歴史をかいつまんで私がオーストラリアの人々に説明すると感嘆の声があがった。今回の天神祭は大阪の歴史的アイデンティティを知ってもらうイベントでもあった。

「神社の形をした地車の屋根がユニークで、エキゾチック。コスチュームもカラフル」というのが、5月6日の宵宮を取材した地元新聞の見出しである。地車講が約600万円をかけて車体に伝統的な彫り物を施したのが功を奏したようだ。翌7日の本番では、豊臣秀吉から賑わったと伝えられる陸渡御の催太鼓に、日本人に交じって地元の大学生ら約70人が参

加。深紅の投げ頭巾をかぶった6人の願人（がんじ）と共に威勢のよい声を張り上げた。見せ場の「からうす」では約2トンの太鼓台をシーソーのように激しく揺らすのが、オーストラリアの人々には珍しかったようだ。白馬にまたがる天狗のような猿田彦や、地車が現地スタッフ約60人を交えて大通りを行進するのも圧巻だ。ふだん大阪での天神祭はあまりに人が多く、道も狭いため、ろくに陸渡御を見られないという不満の声が観光客から出ている。その点、今回のブリスベンでの天神祭は、行列に従ってじっくり見物することができた。もしかしたら、天神祭は御堂筋のような大通りにふさわしいのかもしれないと思ったほどである。今回の海外公演で実感したのは、天神祭がどこまでも都会の祭であり、音楽的にも視覚的にも洗練されているということであった。ことに地車ばやしの音楽としての魅力を再確認した。

夕刻にさしかかり、ブリスベン河に大篝火が燃え、花火が夜空を染めると、船渡御の舞台となるビクトリアブリッジは人で埋まった。大阪の大川の風景と共通する部分があるせいか、視覚的に違和感を覚えなかった。関西国際空港の開港を直前に控えた、ブリスベンで





天神祭は7月25日が本宮です。写真は天神橋筋三丁目商店街振興組合にご協力いただきました。

の天神祭が水都・大阪を演出するのに一役買ったことはたしかである。この旅で多くの氏子の方と知り合いになったが、帰国してからいくつかお便りをいただいた。住所をみるに、必ずしも天満宮界隈ばかりでなく、阪神間や北大阪に住む人がけっこう多いのに気づいた。いかにも町衆の祭らしい都心の天神祭にも「職住分離」のあることに、今さらのように驚くと共に、それでいながらこれだけの巨大な祭を実行できる機動力に驚かされた。

(文化担当顧問 かわうち あつろう)

用途地域は計画か手段か

堀口 浩司

平成4年6月に建築基準法と都市計画法の一部が改正され、用途地域制度が大幅に改正されました。これはバブル期に住居系市街地への業務系施設の進出や地方部でのリゾート地のマンション開発などにより、地価高騰と乱開発を招いたという反省に立って、住居系用途地域の細分化、市町村の都市計画マスタープランの義務づけ、地区計画制度の充実等が盛り込まれています。

今般の法改正で、用途地域の細分化による指定替えは法施行後3年以内と期限が切られていますので、平成8年6月を目標に、全国の市町村で一斉に細分化・見直し作業が行われています。私どもの事務所でも幾つかの市でお手伝いをしておりますが、その中でいろんな立場の人から意見を頂き、用途地域の持つ役割や目的について啓発される機会を得ました。そのような議論の中で気のついた点について述べようと思います。

既成誘導手段としての用途地域

用途地域(地域地区制度)は個別建築行為を規制誘導することにより、市街地の環境を

守り合理的で有効な土地利用を図ることを目的にしています。用途地域を指定することにより、建築活動が制限され、容積率や斜線などの形態制限がかかり、建物用途が制限され、ひいては地価を決定する要素にもなります。公共の福祉の実現のため、個人の財産を制限することになります。

例えば、ある地区を商業地区に指定することにより、商業・業務施設を高密度で有効な土地利用可能にすると、いろんな施設が立地して便利になる反面、住宅地としての環境は相対的に悪くなります。

例えば、何も無い平坦な地域があって、これから新規に商業地域に指定すると自然と商業業務施設が立地する、工業地域に指定すれば工場立地が進むかと言えば、そうでないことは良くご存知でしょう。商業業務地を形成するには、ふさわしい道路や鉄道等のインフラがあり、それを支える後背地人口や企業が必要です。単に指定しただけでは建設行為が生じる訳ではありません。

では用途地域の指定は、既に一定以上の集

積がありその機能を特化させる、区画整理や再開発など面整備が確実な地区で土地条件が大きく変わるような場所しか指定できないこととなります。では農地、空閑地、山林などが点在する地区ではどうするか。ここは土地利用の方向性が定まっていない未成熟な市街地ですから、指定が難しい訳です。そのため市町村の総合計画、周辺の市街地動向、プロジェクトなどを総合的に判断して決めることとなります。言い替えれば自然趨勢的にこうなるだろうという見込み（予見）と、まわりの市街地の構造上こうなってほしい（構想）が一体になり、それを実現する「手段のひとつ」として用途地域があることとなります。これが「用途地域は望ましい市街地の将来像を実現する手段である」と言われる所以です。

計画なき計画

では望ましい市街地像、実現すべき市街地像とは何か。これがクセ者です。読者の中には用途地域図は見たことがあるが、その前提となる〇〇計画図はほとんどの方はみたくないでしょう。実は私もありません。昭和48年の法改正で、今の用途地域を指定する際には検討された市町村もあるかもしれませんが、大部分は当時の担当者の頭の中にあっただけではないでしょうか。その後は、プロジェクトの進行や土地利用の変化に応じて、地区レベルの部分的な修正を加えるだけで、前面的な「計画そのもの」の見直しやそれに基づく指定はほとんど行われていません。

ここしばらくの状況は、忘れ去られた（あるいは考えられなかった）計画を実現する手段として用途地域指定が生きてきました。

その結果、用途地域（図）が土地利用に関する計画（図）であるかのような誤解を受けられた方も多いかと思います。土地利用の方向性を示すものとして、市町村総合計画の中

で“土地利用構想”という格好で示されているところもあります。この“構想”と“用途地域”との間の関係は不明瞭でかつ、“用途地域”の方は総合計画より先に策定されたりして、「ニワトリと卵」の関係になっています。従って、「計画を実現する手段」であるにもかかわらず、「計画」はどこか空中にあって「手段」だけが世の中に提示され継承されていることとなります。

然るべき構想なり計画に基づいて一旦指定したものは、柔軟性を欠いているといわれようと、そう簡単に変更することができません。それは単に手続きだけの問題ではなく、計画的な一貫性がもとめられるからです。

もちろんその指定により住宅地の環境が安定的に移行してきた、商業地等一定の集積効果が上がってきたという側面も見逃せません。建築物が立地集積し、一団の環境、街なみを形成するには、一定の時間の経過が必要ですから、朝礼暮改では混乱した町になってしまいます。

手段の効用により計画が規定されること

「計画」という言葉のとらえ方も人によって差があるようです。広義には「像」なりビジョンそのものを指します。別の人は、その像を実現するための「手段の裏付けがあって、それを実行する事業手法や誘導策」レベルまで達して初めてそれを計画と言う。実現する手段がなければ、それは計画ではなく構想にすぎない。とする立場をとるひともあります。

前者は大学の研究者等計画論や計画原論に強い人に多く、後者は、市町村の行政マンにその傾向が強いように思います。（ここでは言葉の是非を云々するつもりはありません）

そのため制度としての用途地域は「手段」であるが、用途地域図は「計画図」であるという混乱が生じることとなります。

では計画立案したものを、広く住民に提示し、その計画に民意を反映すれば良いのではないかという事になります。今回の法改正で策定が義務付けられた「都市計画に関する基本事項（都市計画マスタープラン）」がそれにあたります。

この場合、計画にして示すものが「果たして本当に実現できる」のか「目標を示すだけ」という議論の分かれるところです。

これまでは実現手段がないため、計画（図）を示すことができなかった。今は地域地区制度や地区計画制度等が充実してきているので実現手段も豊富化しているし、住民も賛同して欲しいということです。

都市計画マスタープランによせられる期待

用途地域（図）は、どうしても現在の土地利用や基盤整備の状況に引っぱられたものになります。しかしながら、一市町村のレベルを越えて、もっと広域的な条件、もっとグローバルな視点、社会経済の動向を長期的に展望した時に、果たしてこの用途地域指定でよいのか？担当者は大いに悩むことになります。

私が市町村の言葉を代弁すると、「我が町

の状況は、基盤整備は道半ば、用途地域はモザイク状、建築行為も種々雑多、計画的にと言いたいが、地元の反応も怖い。やっぱり現状追従が一番。」となりそうです。このような街の人の中にこそ、「10年たっても20年たっても変わらない『計画だ』と打ち出せる骨の太いものが欲しい。」という声が大きいうように思います。

このように期待が強い市町村ほど、合意形成の難しさや、将来の見通しも含めて、「じっくり時間をかけて」考えようとしています。

法に定めるところの「マスタープラン」であるかでしょうか別として、今求められているのは、長期的視点にたって、市街地の成熟した姿を示すもの（図など）を、住民に提案できるものでしょう。きっとその図には、住民の意図を反映して変化しても良い部分と、変化してならない部分（不易流行）が明らかにする必要がありますのだと思います。

数年後には、あちこちの市町村から「都市計画マスタープラン」が公表されると思います。その時に改めて総括したいと思います。

（大阪事務所 ほりぐち こうじ）

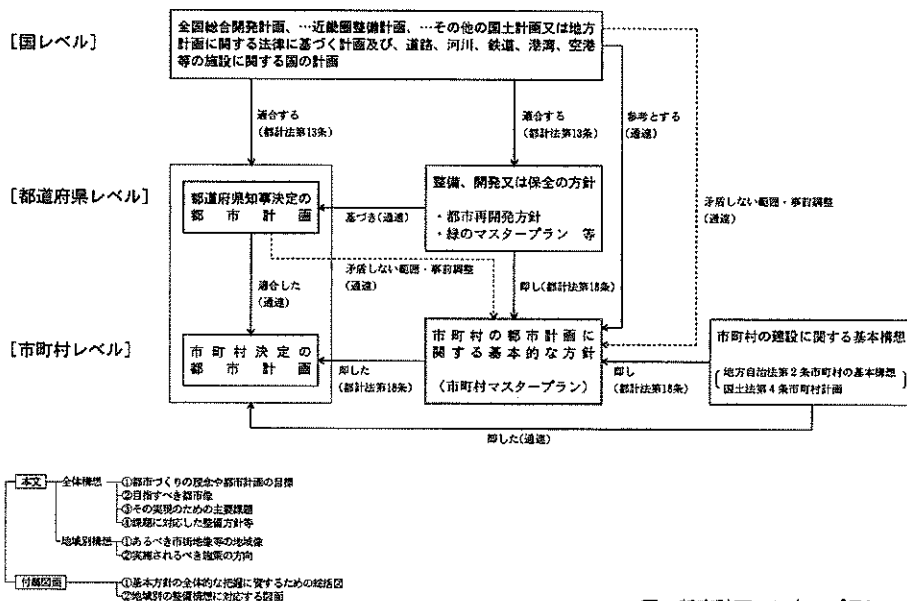


図 都市計画マスタープラン

余裕教室活用方策の検討調査を終えて

桃園 和徳

小中学校に押し寄せている学校変革の波

読者の皆さん、最近、小中学校に行かれたことがありますか。

行かれた方はどのように感じられましたか。皆さんが学ばれた片廊下の教室のままでしょうか。それとも、昔の面影がなくなり様変わりしていませんか。

最近の小中学校には、2つの大きな課題があります。1つは児童の個性を伸ばす教育環境の形成であり、もう1つは児童数の減少に伴って発生した余裕教室の活用です。

その背景には、急激に変化していく高度情報化時代の中にあって、多様な価値観をもった人材の育成及び時代の変化に対応した生き方のできる人材の育成が社会的に求められていることがあります。

次に、東京事務所で行った余裕教室活用方策の調査をもとに、学校変革の波及び学校

に求められている対応策を整理しました。

児童の個性を伸ばす教育環境の形成

1993年度の文部省の公立学校優良施設表彰校をみますと、教室のオープン化、学校のオープン化が顕著になってきています。

教室のオープン化とは、教室と廊下の区切りをなくし、教室に接して広い廊下又はオープンスペースを確保することによって、授業の形態を自由に多様に変えることができるようにすることです。

最近の学校教育においては、一斉授業の他に、グループ学習、進度別学習、補助用具を用いた学習など、先生方の創意工夫が多様になされています。

このような多様な学習に対応できる施設づくりの結果として、教室のオープンスペース化が図られてきているように伺われます。



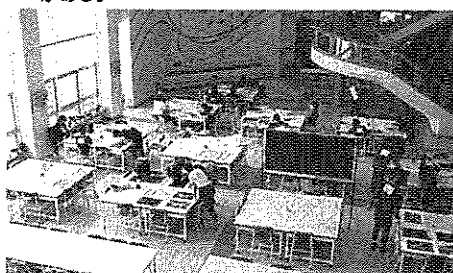
富山県福光町東部小学校：低学年
＜教室と廊下の間に教室と同じ面積のオープンスペースを確保＞
教室と廊下の間には区切りはない。学年単位にまとめられている。スペースを自由に換えられるように天井に仕掛けが施されている。



富山県福光町東部小学校：中学年
＜教室とオープンスペースを一体的に活用＞
教室では先生を囲んだ授業が行われている。オープンスペースでは、グループ学習や創作活動が行われる。オープンスペースの一角にクラスの図書コーナーがある。



富山県福光町南部小学校：中学年
＜オープン化された教室＞
教室の隅をパーティションで、廊下との間は整理棚で区切っている。教室と廊下の間にカーテンを吊すこともできる。



富山県福光町中部小学校：＜食堂で版画の授業＞
2つの学年が食事できるスペースが確保されている。この他にも、多様な活用がなされている。

余裕教室の活用

少子化による児童数の減少と都市の成熟化に伴うこどもの比率の減少（新興都市や新興住宅地ではこども世代の比率が高い）及び過疎化の進展により、全国的に児童数が減少した結果として、余裕教室が大量に発生しています。

余裕教室の活用の方法としては、次の4つの方法が考えられます。（図）

学校に求められている対応は

教育環境と切り放して余裕教室の活用方法が考えられていたり、余裕教室活用の方針らしきものがあったとしても実態と建て前との乖離が大きいなどの問題が多数見受けられます。

このため、教育環境の向上と余裕教室の活用方を提示するための調査が、今、切に求められていると言えます。

（東京事務所 ももぞの かずのり）

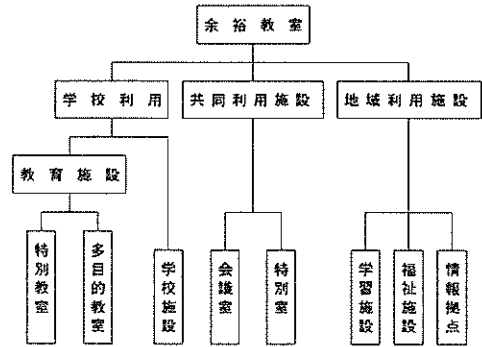


図 余裕教室の活用方法

さんきょう 近況 さんきょう 近況 さんきょう 近況 さんきょう 近況 さんきょう 近況

山科駅前地区第一種市街地再開発事業の近況
「ポンテリカ山科」がオープン
松尾 高志

昨年の12月3日、JR山科駅前に新しい商業施設がオープンして話題を呼びました。その名は「ポンテリカ山科」、山科駅前の再開発事業に伴う仮設店舗として誕生しました。

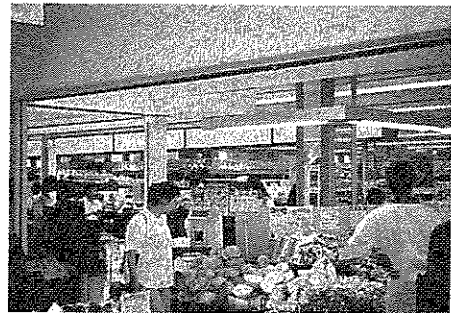
昨年7月に市施行で着工した山科駅前地区第一種市街地再開発事業は、地下鉄東西線の工事と並行しながら、平成10年度の完成を目指して工事が進められています。その完成した再開発ビルに入居予定の地区内の権利者の

方々が、工事期間中に仮入居、仮営業していく場がこの「ポンテリカ山科」です。

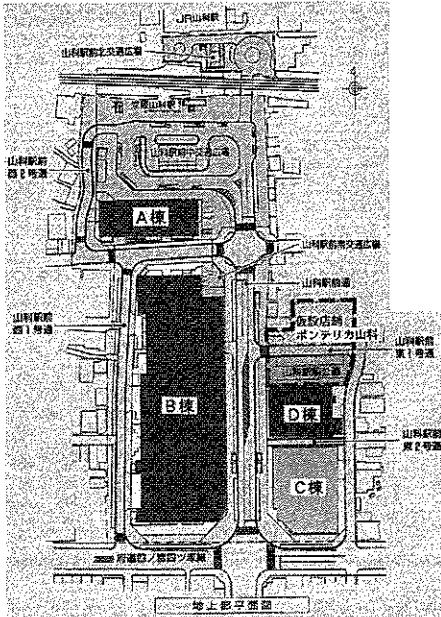
敷地面積は 1,806㎡、建物は鉄骨3階建てで延床面積 3,447㎡の規模があり、入口を入った中央の通路上空には吹き抜けが設けられています。この吹き抜けには上り専用のエスカレーターが設置され、天井もガラス貼りで明るさや開放感を演出しており、仮設店舗にしては少々リッチな造りになっています。入店者は地区内権利者34名で、1階には、旧山科公設市場のメンバーによるスーパー形式（生鮮食品等については対面方式も導入）の食料品売り場のほか、薬局（2店）、書店、酒屋、花屋、喫茶店が、2階には衣料品やブティック等のファッション関連（3店）、文



「ポンテリカ山科」正面
右側は建設中のD棟



旧山科公設市場のメンバーによる
スーパー形式の食料品売り場



山科駅前地区第一種市街地再開発事業の概要
図出典：パンフレット

房具店、飲食関連（4店）、美容院（2店）が、3階には事務所、倉庫、会議室等が入っています。この仮設店舗の管理は、第三セクターである山科駅前再開発株式会社が行っており、この事務所も3階に入居しています。

この仮設店舗が話題となったのは、山科公設市場をはじめとする地区内のメインの商業店舗が、地下鉄工事の関係で既に取り壊され、不便を感じていた周辺住民に好評をもって迎えられたということもありますが、もう一つ、そのユニークな名称「ポンテリカ」の由来が注目されたという点があげられます。既に新聞紙上等で御存知の方もいるかと思いますが、御存知なかったあなた、わかりますか？。そう、実は「ポンテリカ」を逆から読んでみると「かりてんぼ（仮店舗）」になるんです。入居者によって組織された「山科仮設店舗商人会」の席上で発案された名前なのですが、この発想、関係者の間でもなかなか好評のようです。ちなみに「ポン」はフランス語では「橋」を意味し、「テリカ」は英語で「食品」を意味する「デリカ」に通じるということか

ら、将来への橋渡しという意味も込められているということです。

アルパックと山科駅前再開発

アルパックと山科駅前地区との関わりを振り返ってみますと、ここに至るまでに実に長い道のりがあります。山科駅前地区の再開発計画について最初に調査を受託したのは、今から26年前の昭和48年度となっています。（ちなみに筆者はまだ小学生でした。）

その後、京都駅南口の再開発「アバンティ」のお手伝いが本格化したこともあり、しばらく中断していたようですが、昭和54年度に再開して、その後はほぼ途切れることなく継続しています。これは現在アルパックの最古産の業務の一つとなっています。

この長い間には、地元や行政担当者、あるいは様々な分野の専門家など、多数の方々との出会いがあり、いろいろと教えられ、成長させて頂いたように思います。

山科駅前再開発の今後のスケジュール

今回の再開発事業ではA～Dの4棟の再開発ビルが建設されますが、そのうち「ポンテリカ山科」の南に隣接するD棟は、既に鉄骨が建ち上がっており、来年春には一足先にオープン予定です。その後、7年後には最大規模のB棟が、8年度にはA・C棟が着工し、この3棟については平成10年度のオープンを目指しています。

一方、公共施設については、地下部分について今年中に着工し、平成8年春には駅前広場の地下の駐輪場が平成9年度には地下道等の地下部分が概ね完成する予定です。その後、平成10年度のビルオープンに向けて、地上部の整備を行います。また、「ポンテリカ山科」が建っている敷地は、再開発ビルの完成後、取り壊されて児童公園となります。

まだ、完成までにはしばらく時間がかかる

山科駅前地区ですが、最後まで頑張ります。皆さんも機会がありましたら、「ポンテリカ山科」を訪ねてみて下さい。

(京都事務所 まつお たかし)

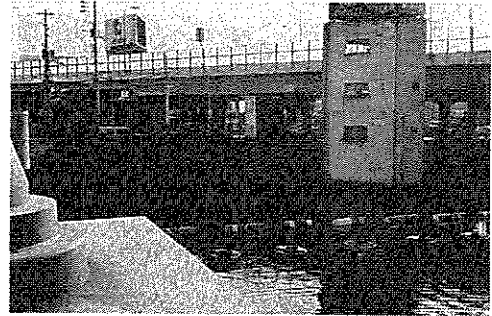
物語りからまちづくりが生まれる
小阪 昌裕

昨年、大阪商工会議所の主催する、「地域振興研究会」に参画しました。この研究会の特徴は、地域やまちづくりについての知識中心ではなく、その考え方を身につけるために、現地見学重視、プレゼンテーション技術を重視した内容になっていることです。会の発足の基本的な動機は、バブル崩壊等にもなう地域開発、地域振興計画の挫折にありました。具体的には、「何のために開発するのか」の追求で、ここがあいまいであると実質がとまなわないと言うことです。

私自身の参加の目的はその地域の“気分”を大切にしたい地域振興のコンセプトづくりのトレーニングでした。その結果、自分の身についたものは、講師の話を聴いての討議や、劇の観賞等もさることながら、最終回で大阪のまちを題材とし、スライドによる一つの物語りづくりを複数のメンバーで組み立てることを体験したことでした。

手づくりの物語りづくり

まず、テーマの選定で与えられた条件は大阪市内ということだけでした。別のコンサルタントの人とペアを組みましたが、双方とも居住地が大阪市外であったためむしろ滞在時間が長く、より日常性のある勤務地周辺に絞り、トランドな大阪らしさを持つミ



新川の北限（道頓堀）

ナミの一角を題材としました。具体的には、碁盤の目のような大阪市内の道路体系の中で、難波周辺の半自然な曲線を残す阪神高速道路の生い立ちを取り上げてみました。

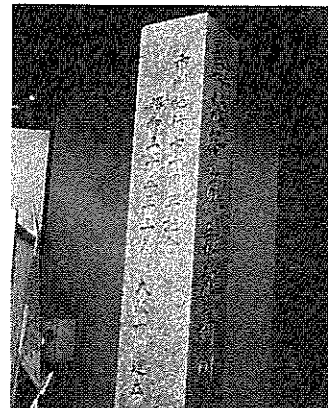
ミナミの大阪スタジアムの横の阪神高速道路のそもそもの成り立ちは、「難波入堀川」通称「難波新川」という人工の開削水路でした。今の大阪スタジアムの場所には、江戸幕府の米蔵である「難波御蔵」がありましたが、新川は、その米蔵への船運のために開削されたものでした。

この周辺では、かつての歴史を物語る地名として、「新川」「蔵前町」「船出町」が使われていましたが、それも15年程前に地名変更で相次いで消えていく運命となってしまったのです。蔵が、川が消え、その結果地名も消え、新川の痕跡がどんどん消されていく状況でした。

新川自体は全長1km程度で、その北限は、



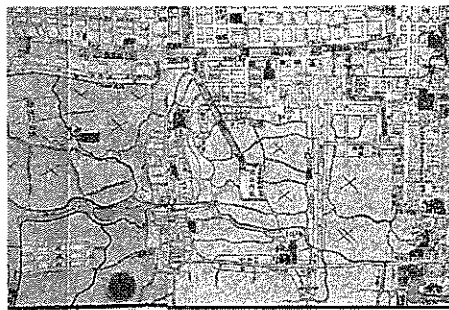
大阪スタジアム横の阪神高速道路



ナンバCITY近くの「難波御蔵、難波新川跡」道標



新川の南限 木津市場付近



改正増補国宝大阪全図より

道頓堀、南限は大阪スタジアムのさらに南の阪神高速道路が東へ大きく湾曲する現在の木津市場あたりで、今は上は高速道路、下は建物等になり、川の跡は幾重にも利用されています。この短い新川にも八つの橋が架かっていたといわれ、川とともに橋も消えていきましたが、そこそこにその名残りを発見しました。浪芳橋跡近くの老舗に「浪芳」、市バスの停留所に「脈橋」、麻雀荘の店名に「新川橋」等々……。つまり、まちの発展の中で新川が埋立られると、その後を追うように地名も消えていきましたが、新川の持つ原風景は実は、今もまちの中で生きつづけているのです。

スライドと“しゃべくり”での報告

このような内容を、15枚程度のスライドにして、持ち時間30分程度で各グループの発表会が行われました。このときに感じたのは、今まで知っていた大阪のいろいろな場所の中で、現実の場所と昔の場所が一致すると今までとは違った景色が見え始める、同じ場所にも深みと厚みが生み出されてくることでした。

特に、体全体を動かすことによって不思議にも新しい風景や情景がわきでてくるもので、さらに一旦調査をやりはじめるといろいろなものがつながってきます。つまり、日頃見慣れているまちも物語りづくりという眼でみれば、新たな発見がおもしろく体験できるということです。新川がもう自分の心に宿ってし

まっているのです。各グループの発表中にも、笑いが沸き起こったり、ため息がもれたり・・・。

したがって、その地域やまちを見つめるときに、受け身ではなく能動的な主体的なかわりから、自分の五感で体験することによって、その地域やまちの気分がいくらかでもわかるように思えるのです。そして、さらにそれがある意味での発見へつながり、その五感から“第六感”が働くならば、アイデアになっていくものと思いました。

これからのまちづくりで新しい提案に結びつけていくためには、まず過去を掘り起こし、主体的な五感のかかわりの中から“第六感”を生み出すこと、つまりヒストリー（HISTORY）からストーリー（STORY）づくりへ高めることが大切だと実感しました。

リーダーの倉光弘己氏(大阪ガスエネルギー・文化研究所所長)も言われているように日頃の身近な昔の噂や見慣れた道標等にもこだわってみると、これからのまちの姿が浮かんでくるかもしれません。

(大阪事務所 こさか まさひろ)

新刊旧刊書評紹介

「都市の文化」 (都市文化社)

日本都市問題会議関西会議編

紹介 尾澤 律子

今春、上野・国立西洋美術館で開催された「バーズ・コレクション」では最長入館待ち時間7時間になったということが話題になった。運良く(?)私は30分待ちで入れたが、その長蛇の列の先は上野公園を出てしまうのではと思わせたし、警備員は待ち時間を記したプラカードを持ち、さながらどこかのテーマパークのような風景だった。やっと入館しても頭五つぐらい向こうに絵画を拝し、後は人の流れに身を任せるだけである。人間忍耐文化的変革工場なんてほやきたくなった。文化の定義は種々様々だが、こんなストレスを感じながらも文化的と言えるのかなと思いつつ、判官糞屑になるが、関西ではちょっと事情が違って欲しいと思った。

日本都市問題会議関西会議から文化首都・文化発祥の地の関西3都市から都市の魅力をつくりだす都市文化とその創造をテーマにした本が出版された。

日本都市問題会議関西会議は京阪神の都市問題に関心を持つ研究者、行政関係者、企業人が研究会を開き、2年毎に活動を記録した本を出版している。今回ご紹介する「都市の文化」は5冊目になる。初回本「都市の時代」はより良い都市とはという問題意識を掲げ、第2冊目の「都市の復活」では折からの公害、過密などに悩んでいた都市の再生、活性化とインナーシティが論じられ、第3冊目の「都市の魅力」では都市のアイデンティティを追及し、都市の顔、シンボルをテーマとした。次の「都市の未来」では情報化時代、高齢化時代の都市について議論し、今回第5冊目の「都市の文化」では都市文化の創造というテ

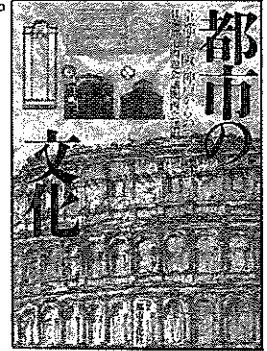
ーマに取り組んでいる。

「都市の文化」は第6章に分けられ、第1に「都市と文化」として、文化産業論や文化交流論など、第2に「芸術とまちづくり」として建築文化論、第3に企業メセナ論、フィランソロピー論の「企業文化とまちづくり」、第4に「劇場文化とまちづくり」、第5に「祭とまちづくり」、最後に東京都と関西の都市をみた「都市と文化行政」となっている。

赤字覚悟の民間の劇場経営を実際に担ってきた方の報告や、文化の主役はアナーキーなものであり、体制をはみだすものでもあるという認識を持ちながらも、行政が作っていく文化活動を担う行政の方々の苦勞話など、この文化都市実現への各人の思いや歩みそのものが文化ではないかと思わせる。

本の各所で文化の定義論がでてくるが、この無定型で矛盾を持った不確実なテーマが都市のキーワードになる醍醐味を考えてみたくなる本だ。お問い合わせはアルパックまで。

(京都事務所 おざわ りつこ)



まちかど

大阪庶民の台所“駒川商店街”

吉津 愛樹

近頃は、郊外型の大型店や24時間営業のコンビニエンスストアなど綺麗な店舗が目につきます。私が紹介する駒川商店街は、そんな時代の波とは逆行するかのよう、庶民の台所として地元根付きながら賑わいをみせる商店街です。

駒川商店街は、地下鉄谷町線駒川中野駅と近鉄南大阪線針中野駅とを南北に結ぶ約1.2Kmにおよぶ商業集積を形成しています。約6mの道路には所狭しと商品（主に買回り品）が陳列され、休日ともなると、買い物客であふれかえります。この魅力は、商店数の多

さや品揃えの豊富さもさることながら、なんといっても“価格の安さ”にあります。あちこちに吊るされた“大特価”の幟と店主の活気ある呼び声とを見聞しながら、商店街を歩いていると、思わぬ掘り出し物を見つける事も度々あります。

味と値段にはうるさい“大阪人”も、ここなら安心して買い物をしているようです。

皆さんも是非一度足を運ばれてみてはいかがでしょうか。

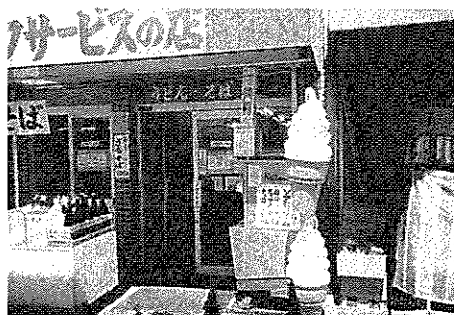
(大阪事務所 よしづ あいき)

うまいもの通信⑩

このうどん屋の手作り特性ソフトクリームは隠れた名物で、筆者も特におすすめします。



買い手と売り手のやりとりがおもしろい



ソフトクリームを売っている「あめや」という「うどん屋」

アルパック (株)地域計画建築研究所

ARCHITECTS, REGIONAL PLANNERS & ASSOCIATES, KYOTO

本社	〒600 京都市下京区四条通り高倉西入ル立売西町82 (大和銀行京都ビル6階)	TEL (075) 221-5132(代) FAX (075) 256-1764
京都事務所	〒540 大阪市中央区城見1-4-70 (住友生命OBPプラザビル15階)	TEL (06) 942-5732(代) FAX (06) 941-7478
大阪事務所	〒460 名古屋市中区丸の内3丁目18番30号 (ツボウチビル2階)	TEL (052) 962-1224(代) FAX (052) 962-1225
名古屋事務所	〒160 東京都新宿区新宿2-5-16 (露ビル401号)	TEL (03) 3226-9130(代) FAX (03) 3226-9560
東京事務所	〒810 福岡市中央区天神1丁目15番1号 (日之出ビル6階)	TEL (092) 731-7671(代) FAX (092) 731-7673
九州地域計画研究所	〒540 大阪市中央区城見1-4-70 (住友生命OBPプラザビル15階)	TEL (06) 965-2012(代) FAX (06) 965-2014
アルパックインターナショナル	〒604 京都市中京区東洞院通六角上ル 三文字町225 (朝陽ビル4階)	TEL (075) 252-2231 FAX (075) 252-4417
都市居住文化研究所		